様式第3号(第8条関係)

配置予定技術者調書(建設工事)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  氏名 | |  | | | |
| 生年月日 | | 年　　　月　　　日 | | | |
| 工事名 | |  | | | |
| 配置の優先順位 | | 1　　　2　　　3 | | | |
| 資格区分 | |  | | | |
| 監理技術者証 | | □　有(　　　　年　　　月　　　日交付)  □　無 | | | |
| 従事中の工事 | | □　有(完成期限　　　　　年　　　月　　　日)  □　無 | | | |
| 雇用状況等 | | □　申請日前3ヶ月以上の雇用関係がある。  □　営業所の専任技術者ではない。 | | | |
| 配置予定技術者の工事経験  (以下は、配置技術者の要件として工事経験が求められていない場合は記入不要) | | | | | |
| 工事名 |  | | | | |
| 発注機関名 |  | | | | |
| 工期 | (着工)　　　　　年　　月　　日　(完成)　　　　　年　　月　　日 | | | | |
| 工事概要 | 項目 | | 形式・数量等 | 項目 | 形式・数量等 |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |

備考1　複数の配置技術者を届出る場合は、配置の優先順位を表示(該当順位に○印を付す。)すること。このとき、技術者の配置は優先順位第1位の者から配置を行うものとし、上位順位者が他工事への配置が決定したことにより配置できなくなったときは、次順位者の配置を認めるものとする。

　　2　届出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。

　　3　届出た配置技術者が配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることがある。